

## ～ 新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ ～ 徴収猶予の特例制度があります

新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった納税者の方に対し、1年間、町税の徴収の猶予を受けることができる特例制度が創設されました。担保の提供は不要です。徴収猶予の期間中、延滞金もかかりません。

### ○対象となる方

以下(1)(2)のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者が対象となります。

(1) 新型コロナウイルスの影響※1により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少していること。

(2) 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

※1 新型コロナウイルスの影響とは、自身や家族が感染した場合のみならず、蔓延防止のための措置が影響となった場合等も含まれます。

### ○対象となる町税

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する町税全て

### ○必要書類

① 申請書 ～ 町のホームページからダウンロードいただくか、直接、役場住民税務課にお越しいただきお受け取りください。

② 預金通帳等 ～ 売上帳、現金出納帳など、新型コロナウイルスの影響により事業収入等が減少した事実がわかる書類。昨年同時期との比較も行うため、事実判明より1年前までの書類が必要となります。

③ 印鑑 ～ 会社であれば社印をご持参ください。

### ○申請手続等

各税目の納期限または6月30日のいずれか遅い日までに申請が必要です。

必要書類にある預金通帳等の提出が難しい場合は口頭により判断できる場合もありますのでご相談ください。

申請には資料や状況の確認が必要となりますので、受付は住民税務課のみでしか行えませんのでご了承願います。

なお、感染拡大防止・窓口緩和の観点等から、郵送やeLTAXによる申請受付も行っておりますのでご活用ください。

《お問い合わせ先》 役場住民税務課 電話 01586-2-5863